

(3) 訓練手当の支給事務等の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																											
<p>北大阪高等職業技術専門校</p>	<p>大阪府訓練手当支給規則によれば、基本手当及び通所手当については、支給対象者が職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給することとされている。 訓練手当支給対象者Aに対して、職業訓練を受けていない日があるにもかかわらず、基本手当及び通所手当が支給されていた。</p> <table border="1" data-bbox="448 646 1813 1094"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">基本手当額</th> <th colspan="4">通所手当</th> </tr> <tr> <th>日数</th> <th>日額(円)</th> <th>金額(円)</th> <th>日数</th> <th>基本日数</th> <th>基本手当を支給しない日数</th> <th>月額(円)</th> <th>当該支出額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既支出額</td> <td>30</td> <td>3,530</td> <td>105,900</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>13,610</td> <td>13,170</td> </tr> <tr> <td>正規支出額</td> <td>29</td> <td>3,530</td> <td>102,370</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>2</td> <td>13,610</td> <td>12,731</td> </tr> <tr> <td>過払支出額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,530</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>439</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">過払支出額3,969円</p> <p>※ 通所手当の月額 — <math>\left( \text{通所手当の月額} \times \frac{\text{基本手当を支給しない日数}}{\text{当該月の基本日数}} \right)</math></p> <p>◎計算の最終結果に円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。</p>		基本手当額			通所手当				日数	日額(円)	金額(円)	日数	基本日数	基本手当を支給しない日数	月額(円)	当該支出額(円)	既支出額	30	3,530	105,900	30	31	1	13,610	13,170	正規支出額	29	3,530	102,370	29	31	2	13,610	12,731	過払支出額				3,530				439	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、訓練手当支給事務のルール等について、周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府訓練手当支給規則】</b> (基本手当) 第4条 基本手当は、前条第1項に規定する請求者又は同条第2項に規定する者(以下「支給対象者」という。)が職業訓練を受ける期間の日数に応じて支給する。(略)</p> <p>(技能習得手当) 第6条 (略) 8 第4条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日を含む月の通所手当の月額は、第5項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその日数のその月の日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。</p> </div>	<p>本件に関しては、北大阪高等職業技術専門校より速やかに各対象者宛過払いがあった旨の通知(平成27年6月29日付け)を行った後、人材育成課により返納通知書を発行し、返納を受けた(平成27年7月30日)。</p> <p>北大阪高等職業技術専門校においては、生徒の出欠状況の把握を正確に行うため、以下の確認書類は、必ず複数の担当者でチェックを行い、人材育成課へは、「確認済」と記載した書類を送付する。</p> <p><b>【確認書類】</b> 欠席状況報告書・欠席届・申立書</p> <p><b>【人材育成課送付書類】</b> 欠席状況報告書(「確認済」記載あり)</p>
	基本手当額			通所手当																																										
	日数	日額(円)	金額(円)	日数	基本日数	基本手当を支給しない日数	月額(円)	当該支出額(円)																																						
既支出額	30	3,530	105,900	30	31	1	13,610	13,170																																						
正規支出額	29	3,530	102,370	29	31	2	13,610	12,731																																						
過払支出額				3,530				439																																						

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成27年6月15日から同年7月31日まで)